

がんばる社会福祉施設を応援します！

# 宮崎県福祉サービス第三者評価

監査とは違うよ



監査…ルールに基づく指導

➡ 問題点の指摘

第三者評価…サービスの質を評価

➡ 良さを評価

自分たちで改善に取り組むんだね。

評価の過程で、  
現状の「気づき」を得ることにより、  
自発的な改善につながります。



開かれた施設への第一歩！

評価結果を公表することで、利用者や  
地域の方に施設の取組やサービスを理解  
していただけます。

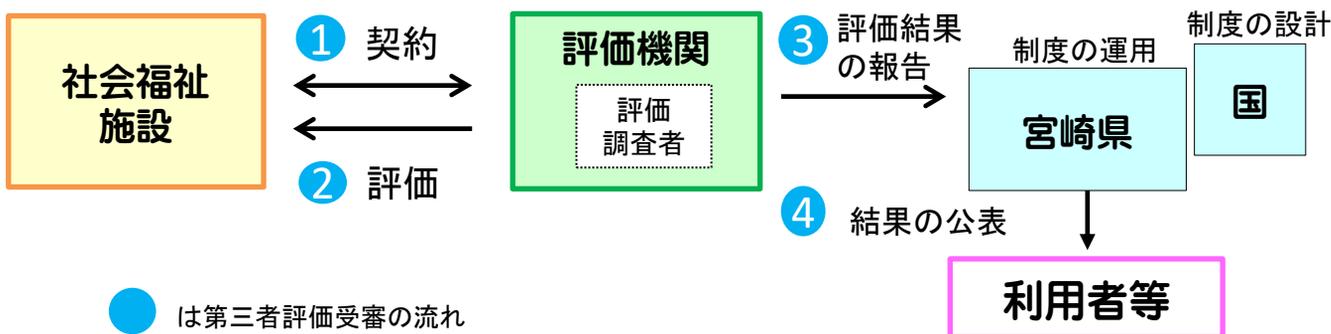


# 第三者評価制度とは

- ①個々の事業者が事業運営の現状を把握し、
- ②サービスの質の向上に結びつけるとともに、
- ③評価結果を公表し、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供する制度です。

※ 社会福祉法第78条では、社会福祉事業の経営者は福祉サービスの質の向上に努めることが責務として規定されています。第三者評価は、経営者の福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための具体的な方法を国が設計し、各都道府県で運用している制度です。

## 第三者評価の仕組み



## 評価対象

分野	対象
高齢者	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護
障がい者・児	入所支援、訪問支援、通所支援、共同生活支援、障がい児支援、就労支援 等
児童	保育所、認定こども園（保育所型、幼保連携型）、放課後児童クラブ
その他	婦人保護施設、救護施設、児童館

## 受審施設の紹介

※令和元年以降に受審した施設（社会的養護施設を除く）です。

【高齢者施設】 わにつか荘、永寿園、仁の里 【障がい者・児支援施設】 宮崎リハビリテーションセンター、ひまわりの里、清松園やわらぎの里、あかつき学園、あすか園、うからの里、エテンの園、愛生園 【児童施設】 東高岡保育所、七つの星幼稚園、うちやま認定こども園、土々呂保育園、つくしんぼ保育園、野尻保育園、紙屋保育園、飯野保育園、和光保育園、加久藤保育園、上江保育園、加久藤乳児保育園、エーテルワイス幼保園

# 福祉サービス第三者評価の流れ(モデル)

契約

評価の実施

公表

事業者      評価機関

ここがPOINT

評価機関の情報収集

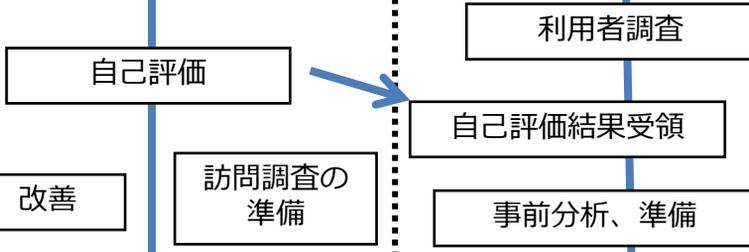
事前相談 ※原則として無料

○事前に評価機関の話聞き、自分たちの施設にあう評価機関を選びましょう。

契約締結

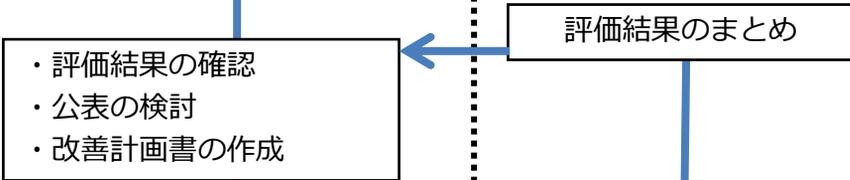
説明会(職員、利用者)

○職員全体で自己評価に取り組みましょう。



○良い評価を得ることが目的ではありません。現状の「気づき」を得ることが大切です。

訪問調査の実施 (施設見学やヒアリング調査)



○気づいた良さを伸ばし課題を解消しましょう。

意見調整

評価報告書の提出

サービスの質向上に向けての改善

○改善を確認するため、再受審を！

公表 県ホームページ等

# 受審した施設の声

自分たちがやってきたことの確認になりました。  
問題点をしっかり改善していきます。

職員に受審することを話したら「がんばります」と  
言ってくれました。みんなのやる気につながりました。

作ろうと思いつつなかなか作れなかったマニュアル類を  
整備しました。  
改善に取り組む「きっかけ」になりました。

## 評価機関一覧

評価機関名	住所・電話番号	電話番号
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市原町2-22	0985-86-6111
NPO法人 みやざき保健・福祉サービス 評価機構	延岡市塩浜町3-1752-9	0982-21-3500

## 第三者評価制度に関する問合せ先

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課  
法人指導・援護担当 TEL: 0985-44-2607  
e-mail: shidoukansa-engou@pref.miyazaki.lg.jp

✿ 制度の概要は  
こちらから→



県の第三者評価のホームページは

宮崎県 第三者評価

検索